

春日部市パートタイム会計年度任用職員（家庭児童相談員）募集要項

1 募集職種、採用予定人数：家庭児童相談員、4人

2 募集期間：令和8年2月4日（水）から令和8年2月19日（木）まで

（※郵送の場合は消印有効）

3 応募資格

児童福祉に理解があり、次のいずれかに該当し、基本的なパソコン操作のできる人。

年齢不問。

（1）学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育

学もしくは社会学を履修する学科、またはこれに相当する課程を修めて卒業した人

（2）臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれか資格を有する人

（3）児童相談業務に5年以上の経験を有する人

4 勤務条件等

（1）任用期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

（2）業務内容：子育て家庭のさまざまな悩みや相談の対応（面接、調査、訪問、指導等の業務）、子育て練習講座の実施運営等。

（3）勤務場所：春日部市役所本庁舎3階 こども相談課（家庭児童相談室）、子育てサロン会場等

（4）勤務日数：原則、月曜日から金曜日の週2日※国民の祝日、年末年始を除く。

（家庭児童相談室勤務（週2日程度）、子育てサロン等（月1～2日程度））

（5）勤務時間：午前9時から正午まで、及び、午後1時から午後5時まで。

（6）休暇：8日間の年次有給休暇（任用期間11か月を超え12か月の場合）。

3日間の夏季休暇（6月から9月までの任期が3か月から4か月の場合）

※その他の有給休暇：忌引休暇、官公署出頭休暇等

（7）給与（時間額）：1,675円 ※給与改定により変動する場合があります。

（支払方法）：当月の勤務実績分を翌月21日に指定口座へ振り込みます。

（8）交通費：自宅から勤務地まで2km以上の方に対し、自動車等の使用距離に応じた額又は公共交通機関の運賃等相当額を支給します。※徒歩通勤は除く。

（9）福利厚生及び災害補償：社会保険及び年金は各自加入となります。

（通勤又は公務上の理由による負傷や疾病に対して、災害補償の対象となる場合が

あります。)

※ 公務員としての遵守事項

パートタイム会計年度任用職員も春日部市職員と同様に地方公務員法が適用され、次の義務が課せられます。これらに違反すると懲戒処分の対象となる場合があります。

① 服務の根本基準

～全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない～（地方公務員法第30条）

② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）

⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

⑥ 政治的行為の制限・選挙活動の制限（地方公務員法第36条）

⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

(10) 退職について

任期途中で退職する場合は、退職日の1か月前までに「退職願」を提出してください。

5 申込方法

以下の書類を、直接または郵送で春日部市役所本庁舎3階 こども相談課へ提出してください。。

※郵送の場合は、申込封筒の表面に「応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で送付してください。普通郵便などで送付した場合の事故についての責任は負いません。

・応募書類（※提出された書類は返却しません。）

履歴書（様式1）

春日部市家庭児童相談員応募カード（様式2）

資格証書または卒業証明書等の写し

・受付場所 〒344-8577

春日部市中央7丁目2番地1

春日部市役所本庁舎3階 こども相談課 母子保健・相談担当

・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 特記事項

次のいずれかに該当する人は申込みできません。

- 日本国籍を有しない人
- 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・春日部市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 選考の方法

書類審査および面接試験を行い、採用の可否を決定します。

面接試験は令和8年2月24日（火）～同月27日（金）の間のいずれかを予定しています。詳細については後日通知します。

8 選考結果の通知：採用者、不採用者とも文書により通知します。

9 その他

- ・地方公務員法第22条の2第1項第2号に基づき、1会計年度を超えない期間で任用するものです。
- ・会計年度任用職員への採用は、春日部市職員への採用とは無関係であり、春日部市職員採用の際に優先されるものではありません。
- ・勤務時間中は、貸与した名札等を必ず着用してください。
- ・市民の皆様に不快な思いをさせない服装を心掛けて下さい。
- ・市役所内は、職員の自動車の駐車を禁止していますので、通勤で自動車を使用する場合は個人で駐車場を確保してください。
- ・通勤や仕事中は事故の無いよう十分に注意するとともに、万一事故にあった場合は速やかに所属長へ報告するようお願いします。

(担当者連絡先)

春日部市役所 こども未来部 こども相談課 母子保健・相談担当
電話 048-796-8902